

接続約款変更届出書

令和2年6月1日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7317

住所 とうきょうとみなとくひがししんばいちょうめ ばん ごう  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

氏名 わいやれす してい ぶらんにんぐ かぶしがいしや  
Wireless City Planning 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょう けん しーいーおー みやうち  
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 けい

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和2年6月8日
------	----------

## (WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧																
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電気通信設備～ 3G チップ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	電気通信設備～ 3G チップ	(略)	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">当社網(Y)</td> <td>平成 27 年 3 月 31 日時点でワイモバイル株式会社に割り当てられていた次のコードにより通信を行う当社の移動体通信網(PHS 通信網を除きます。) (1)音声通信の場合 事業者間料金精算のために必要となる共通線信号方式(ISUP)で使用する事業者識別コード (2)パケット通信の場合 国際電気通信連合条約に基づく勧告で規定された Mobile Country Code 及び Mobile Network Code</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当社網(S)</td> <td style="text-align: center;">当社網</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電気通信設備～ 3G チップ</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	当社網(Y)	平成 27 年 3 月 31 日時点でワイモバイル株式会社に割り当てられていた次のコードにより通信を行う当社の移動体通信網(PHS 通信網を除きます。) (1)音声通信の場合 事業者間料金精算のために必要となる共通線信号方式(ISUP)で使用する事業者識別コード (2)パケット通信の場合 国際電気通信連合条約に基づく勧告で規定された Mobile Country Code 及び Mobile Network Code	当社網(S)	当社網	電気通信設備～ 3G チップ	(略)
用 語	用 語 の 意 味																
(削除)	(削除)																
(削除)	(削除)																
電気通信設備～ 3G チップ	(略)																
用 語	用 語 の 意 味																
当社網(Y)	平成 27 年 3 月 31 日時点でワイモバイル株式会社に割り当てられていた次のコードにより通信を行う当社の移動体通信網(PHS 通信網を除きます。) (1)音声通信の場合 事業者間料金精算のために必要となる共通線信号方式(ISUP)で使用する事業者識別コード (2)パケット通信の場合 国際電気通信連合条約に基づく勧告で規定された Mobile Country Code 及び Mobile Network Code																
当社網(S)	当社網																
電気通信設備～ 3G チップ	(略)																
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表1はこの約款の別表1に、特定事業者接続約款の別表2は、この約款の別表2に定めるとおとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第34条第2項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、料金表及び別表3における当社網(S)は当社に読み替えるものとし、特定事業者接続約款の別表1はこの約款の別表1に、特定事業者接続約款の別表2は、この約款の別表2に定めるとおとします。</p>																

附則  
(略)  
附 則(令和 2 年 5 月 29 日 XKS2005290000010001)  
(実施期日)  
この改正規定は、令和 2 年 6 月 8 日 から実施します。

附則  
(略)

## (SB)接続約款新旧対照表

新		旧	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
(削除)	(削除)	当社網(Y)	平成27年3月31日時点でワイモバイル株式会社に割り当てられていた次のコードにより通信を行う当社の移動体通信網(PHS通信網を除きます。) (1)音声通信の場合 事業者間料金精算のために必要となる共通線信号方式(ISUP)で使用する事業者識別コード (2)パケット通信の場合 国際電気通信連合条約に基づく勧告で規定された Mobile Country Code 及び Mobile Network Code
(削除)	(削除)	貴社網(Y)	当社網(Y)
(削除)	(削除)	当社網(S)	当社網(Y)以外の当社の移動体通信網(PHS通信網を除きます。)
(削除)	(削除)	貴社網(S)	当社網(S)
電気通信設備 ～3Gチップ	(略)	電気通信設備 ～3Gチップ	(略)
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。		料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。	

(削除)

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	(略)
(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	(略)

2 料金額

(削除)

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)	(略)
(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(5) 直収パケット接続機能(L2 接続)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。

(削除)

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	(略)

1-1 当社網(S)

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	(略)
(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	(略)

2 料金額

2-1 当社網(S)

区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)	(略)
(3) MNP 転送機能	(略)	(略)	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)	(略)
(5) 直収パケット接続機能(L2 接続)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(6) MVNO 回線管理機能	(略)	(略)	(略)

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。

1-1 当社網(S)

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	(略)

(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い

(略)

2 料金額 (略)

第2 網改造料 (略)

第2表 工事費 (略)

第3表 手続費

(削除)

区分		単位	手続費の額
(1) 料金回収手続費	(略)	(略)	(略)
(2) お客様情報照会書作成手続費	(略)	(略)	(略)
(3) 契約者情報提供手続費	(略)	(略)	(略)
(4) MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更手続費	(略)	(略)	(略)
(5) (1)~(4)以外の手続費	(略)	(略)	(略)

第4表 その他の費用

第1 3G チップの利用に係る費用

(削除)

区分		単位	形状	料金額	備考
3G チップ	3G チップの利	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い

(略)

2 料金額 (略)

第2 網改造料 (略)

第2表 工事費 (略)

第3表 手続費

当社網(S)

区分		単位	手続費の額
(1) 料金回収手続費	(略)	(略)	(略)
(2) お客様情報照会書作成手続費	(略)	(略)	(略)
(3) 契約者情報提供手続費	(略)	(略)	(略)
(4) MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更手続費	(略)	(略)	(略)
(5) (1)~(4)以外の手続費	(略)	(略)	(略)

第4表 その他の費用

第1 3G チップの利用に係る費用

当社網(S)

区分		単位	形状	料金額	備考
3G チップ	3G チップの利	(略)	(略)	(略)	(略)

の利用に係る費用	用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用				
----------	--------------------------------	--	--	--	--

第2 開通システムの利用に係る費用

(削除)

区分		単位	料金額	備考
開通システムの利用に係る費用	開通システムの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	(略)	(略)	(略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

(削除)

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)
MNP転送機能	(略)	(略)
メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)
直取パケット接続機能	(略)	(略)

の利用に係る費用	用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用				
----------	--------------------------------	--	--	--	--

第2 開通システムの利用に係る費用

当社網(S)

区分		単位	料金額	備考
開通システムの利用に係る費用	開通システムの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	(略)	(略)	(略)

別表1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

当社網(S)

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	(略)	(略)
IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	(略)	(略)
MNP転送機能	(略)	(略)
メッセージ通信モード接続機能	(略)	(略)
直取パケット接続機能	(略)	(略)

5G(NSA 方式)直取 パケット接続機能	(略)	(略)
MVNO 回線管理機 能	(略)	(略)

1-2 個別占有的接続機能

(削除)

機能の区分	機能の内容	備考	按分方法
直取パケット接続装置機能	(略)	(略)	(略)

別表 2 接続形態

2 接続形態表

(添付 1)

附則

(略)

附 則(令和 2 年 5 月 29 日 MKS2005290001080001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 6 月 8 日から実施します。

5G(NSA 方式)直取 パケット接続機能	(略)	(略)
MVNO 回線管理機 能	(略)	(略)

1-2 個別占有的接続機能

当社網(S)

機能の区分	機能の内容	備考	按分方法
直取パケット接続装置機能	(略)	(略)	(略)

別表 2 接続形態

2 接続形態表

(添付 2)

附則

(略)